

令和8年度「八戸市水産物ブランド認証」募集要項

Hachinohe City Marine Products Brand Certification

<認証マーク>



【注目ポイント】

- ◆本認証の認定を受けると
水産加工品の販路拡大に向けた
・展示会や商談会の出展費
・広告宣伝費 などの
補助制度を活用できます。
(上限50万円・1/2補助)
- ◆詳しくは、食の流通・ブランド
推進室まで、お問い合わせくだ
さい。

令和8年5月

八戸市 食の流通・ブランド推進室

【募集期間】

令和8年5月15日(金) から 令和8年6月19日(金)まで

【問い合わせ・提出先】

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
八戸市 農林水産部 食の流通・ブランド推進室
TEL : 0178-43-9061 FAX : 0178-46-5697
E-Mail : shoku@city.hachinohe.aomori.jp

令和8年度「八戸市水産物ブランド認証」募集要項

1 趣旨

八戸市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品（以下「加工品」という。）について、「八戸市水産物ブランド認証（Hachinohe City Marine Products Brand Certification）」を行い、認証された加工品を広く情報発信することにより八戸市の水産物全体のイメージアップを図り、認知度向上、消費拡大、魚価向上につなげ、八戸市水産物の振興に資することを目的とするものです。

2 対象者

市内で水産物の生産又は加工品の製造等をしている個人、企業、団体等で、次に掲げる全ての要件を満たす者が対象となります。

- ① 関係法令を遵守している者
- ② 認証の対象となる加工品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者

3 認証の対象となる加工品

次に掲げる全ての要件を満たす加工品が対象となります。

- ① 八戸市で水揚げされた水産物を主原料（使用割合が商品全体の概ね 30%以上）としていること
- ② 自社において令和7年度中に新たに販売された加工品で既存商品でないこと（注意）商品のサイズや成分、パッケージ等のみを変更したものは対象外となります。

4 募集期間

5月15日（金）～ 6月19日（金）（必着・直接持参は17:00まで）

5 提出書類

- (1) 八戸市水産物ブランド認証申請書（第1号様式）
- (2) 八戸市水産物ブランド認証調査票（第2号様式）

- 提出書類の様式は、食の流通・ブランド推進室で配付しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



↑市HPの
二次元コード

市ホームページトップ > 事業者向け > 産業 > 水産業 > 八戸市水産物ブランド認証制度

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shoku/18586.html>

6 提出方法

- (1) 事前に食の流通・ブランド推進室へ御相談の上、郵送、電子メール又は直接持参してください。
- (2) 直接持参の場合は、平日の 8:15~17:00 に提出してください。

7 認証の審査

- (1) 外部有識者及び市職員が審査員となり、下表の項目について点数評価を行います。
- (2) 審査の際、申請者には認証の対象となる加工品の見本を提供していただきます。この場合の見本品の提供に係る経費は、申請者の負担とします。
- (3) 審査結果については、後日文書により通知します。

審査項目		配点
味	味に優れた加工品であるか	40 点
斬新性	独自性をもった新しい加工品であるか	20 点
見た目	パッケージ、ネーミングなどが優れた加工品であるか	10 点
簡便性	普及が期待できる加工品であるか	10 点
素材	素材が十分に活用されている加工品であるか	10 点
加工場の衛生管理レベル	HACCPに基づく衛生管理が行われているか	10 点

8 審査日時

ヒアリング審査を実施しますので、申請者は必ず出席してください。
※日時及び会場は、申請者に別途お知らせします。(7月予定)

9 認証の決定

審査の結果、平均点数 70 点以上を獲得した加工品について、市長が「八戸市水産物ブランド認証」として認定し、認証書を交付します。

10 認証に当たっての留意事項

- (1) 認証の有効期限は、決定の日から 3 年を経過する日の属する年度の末日までとします。
- (2) 申請により認証期間を更新することができます。
- (3) 認証者から認証の取下げの申出があったときや、虚偽の申請により認証を受けたとき、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めるときは、認定を取り消すものとします。

11 その他

認証申請に当たっては、本募集要項のほか、3~4 ページに掲載している「八戸市水産物ブランド認証制度実施要領」も合わせて御確認ください。

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領
(Hachinohe City Marine Products Brand Certification)

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、八戸市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品（以下「加工品」という。）について、「八戸市水産物ブランド認証（Hachinohe City Marine Products Brand Certification）」を行い、認証された加工品（以下「認証品」という。）を広く情報発信することにより八戸市の水産物全体のイメージアップを図り、認知度向上、消費拡大、魚価向上につなげ、八戸市水産業の振興に資することを目的として実施する「八戸市水産物ブランド認証制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証の対象となる加工品)

第2条 認証は、次に掲げる全ての要件を満たす加工品に対し行うものとする。

- (1) 八戸市で水揚げされた水産物を主原料としていること。
- (2) 既存商品ではないこと。

(申請資格)

第3条 認証の申請を行うことができる者は、原則として市内で水産物の生産又は加工品の製造等を行っている個人、企業、団体等で次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 関係法令を遵守している者。
- (2) 認証の対象となる加工品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者。

(認証の申請)

第4条 八戸市水産物ブランド認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）及び八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）及び八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）の提出期限は、別に定める。

(認証の審査)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、審査に当たる職員を指名し、別に定める「八戸市水産物ブランド認証審査要領」に基づき認証の審査を行うものとする。

- 2 市長は、職員以外の外部有識者を審査員に加え、意見を聴くことができるものとする。
- 3 市長は、申請者に対し認証の対象となる加工品の見本の提供を求めることができるものとする。この場合において、当該見本の提供に係る経費は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。

(認証の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、適合すると認める加工品について、八戸市水産物ブランド認証として認定するものとする。この場合において、市長は、申請者に対して八戸市水産物ブランド認証書（別記第3号様式）を交付し、併せて認証を受けた者（以下「認証者」という。）及び認証品について情報を公開するものとする。

- 2 市長は、第9条第1項第2号及び第3号の規定により認証を取り消された者から新たな申請があ

った場合について、原則として、取消の日の属する年度の翌年度から起算して2年間は、八戸市水産物ブランド認証として認定しないものとする。

- 3 市長は、前条の規定による審査により、認証基準に適合しないと認めた場合及び前項の規定に該当する場合について、理由を付して、認証しない旨を八戸市水産物ブランド不認証通知（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（認証の有効期間）

第7条 認証の有効期間は、前条第1項の規定による決定の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（認証の更新）

第8条 認証者は、認証期間の更新を行う場合には、認証期間が終了する5箇月前から3箇月前までに、八戸市水産物ブランド認証更新申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により更新した認証の有効期間は、認証の満了する日の翌日から起算して3年間とする。

（認証の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知する。

- (1) 認証者から認証の取下げの申出があったとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) その他、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めたとき。

- 2 前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を八戸市水産物ブランド認証取消通知（別記第6号様式）により当該認証者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、認証に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年2月16日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年5月22日から実施する。